

# 人権デュー・ディリジェンス（人権DD） —責任あるサプライチェーン等における 人権尊重のためのガイドラインより

弁護士 草地 邦晴

## 1 はじめに

日本政府は、2022年9月13日、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（以下、「本ガイドライン」という。）を公表した<sup>1</sup>。

本ガイドラインは法的拘束力を有するものではないが、企業の規模、業種等にかかわらず、日本で事業活動を行う全ての企業（個人事業主を含む）が取り組むべき人権尊重のための指針とされている。自社だけではなく、グループ会社、サプライチェーン（上流と下流の両方を含む）、さらには、自社の事業・製品・サービスと関連する他企業までも含んで、その責任を果たすことが求められている点は、重要な特徴といえよう。こうしたサプライチェーン全体における人権尊重の取組は、すでに国際的には広く行われており<sup>2</sup>、グローバルに展開する日本企業は海外企業のサプライチェーンの構成員として、対応を迫られてきた。

しかし、日本政府による対応<sup>3</sup>は遅れており、我が国においては未だ「人権デュー・ディリジェンス」という言葉さえ、十分に認知されているとはいいがたい。今般、ようやく指針が明確にされたことから、その紹介を兼ねて、本ガイドライン公表の背景と内容について、その概要を紹介することとしたい（なお、紙面の都合上、概略に留まることをご容赦いただきたい）。

## 2 背景と経過

経済の発展が国境を越え、グローバルに展開されるようになると、地域格差を利用した搾取や破壊の構造が世界的に見られるようになった。例えば、労働者保護や環境保護を目的とした法制度が未整備な国で、労働者を過酷な状況下で働かせ、危険な化学物質を未処理で排出するなどして不当な価格競争力を生み出すがごときものである。こうした負の要素を他に押しつける形で行われる事業活動は、その利益を享受する国の者からは見えにくく、格差や貧困の問題を拡大させ、深刻な人権侵害問題を生じさせやすい。それは世界的な環境問題の深刻化、感染症の拡大、紛争の勃発など

につながっており、結局は、人類全体に取り返しのつかない損害をもたらしかねないことが意識されるようになった。

こうした問題を解決するために、各国の法制度の確立や適用が必要であることは言うまでもないが、各国の内情に配慮する必要がある上、現実的な実効性を持たせることが容易ではない場合もあるため、それだけではおよそ不十分である。グローバル企業が国を超えて活動する以上、これに対して国を超えた国際的な枠組みをもって、その活動全体に対する責任ある行動を求める必要があると考えられるようになった。

その中でも重要なものとしては、1976年の「OECD 多国籍企業行動指針」<sup>4</sup>、1998年のILO（国際労働機関）による「多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言」<sup>5</sup>などがあり、順次改訂されるなどして整備されてきたが、2011年には、「ビジネスと人権に関する指導原則：国際連合「保護、尊重及び救済」枠組み実施のために」<sup>6</sup>が、国連人権理事会において支持され、この中で「国家の人権保護義務」「企業の人権尊重責任」「救済へのアクセス」が規定され、我が国もその対応を求められることとなった。

本ガイドラインは、こうした国際的な取組に歩調を合わせて協調していくべく定められたものであり、これらの諸原則との整合性も常に意識する必要がある。

## 3 企業の人権尊重責任と本ガイドラインの示す全体像

本ガイドラインは、人権への負の影響の防止・軽減・救済を目的としており、企業に対し、人権侵害を回避し、企業が関与した人権への負の影響（実際に生じているものと潜在的に生じうるもの）に対処すべきことを求めている。この対処は、企業自身の経営リスクを抑制することに繋がる上、企業のブランドイメージの向上や、投資先としての評価<sup>7</sup>の向上にも資するもので、企業の競争力や企業価値の向上をも期待できる。

その全体像は、次のようにまとめられている。

- ①人権方針：人権尊重責任に関するコミットメント（約束）の表明
  - ②人権デュー・ディリジェンス：
    - ア 負の影響の特定・評価
    - イ 負の影響の防止・軽減
    - ウ 取組の実効性の評価
    - エ 説明・情報開示
  - ③救済：負の影響への対応
- 人権デュー・ディリジェンスはその取組の中核にあ

る。なお、ここでいう人権とは、国際的に認められた人権<sup>8</sup>を指すとされており、各国の法令の遵守はもちろんであるが、それだけではなく、これらの国際的に認められた人権をも尊重する責任があるとされていることには注意を要する。

#### 4 人権デュー・ディリジェンス(人権DD)の概要

本ガイドラインでは、人権デュー・ディリジェンスとは、「企業が、人権への負の影響を、特定し、防止・軽減し、取組の実効性を評価し、どのように対処したかについて説明・情報開示していくために実施する一連の行為」を指すとされる。一定の結果を担保するものではなく、ステークホルダーとの対話を重ねながら、人権への負の影響を防止、軽減するための「継続的なプロセス」として捉えられており、変動する状況に応じた永続的な取組が求められている。

##### ア 特定・評価

人権侵害へのリスクが重大な事業領域を特定し、また、脆弱な立場にある個人(外国人、女性、子ども、少数者等)や紛争等の影響を受ける地域における潜在的な負の影響には特に注意を払って、影響を特定すべきとされている。こうして特定された負の影響に対しては、その深刻度(規模・範囲・救済困難度)を評価し、深刻度に応じて<sup>9</sup>対応の優先順位を定める。

##### イ 防止・軽減

「負の影響」は、3つの類型に分類されている。

- ①企業がその活動を通じて負の影響を引き起こす場合(cause)
- ②企業がその活動を通じて直接・間接に負の影響を助長する場合(contribute)
- ③企業自らではないが、取引関係によって、事業・製品・サービスが負の影響に直接関連する場合(directly linked)

①②については、負の影響を引き起こしたり助長したりする、自らの活動を確実に停止し、直ちには困難である場合は、停止に向けた工程表を作成し段階的に停止することが必要とされている。③については、直接影響に対応することができないが、負の影響を引き起こし助長している企業に対して、影響力を行使し、又は支援を行うことによって負の影響を防止・軽減するように努めるべきとされている。他方で、取引の停止は人権への負の影響が深刻化する可能性もあることから、直ちにビジネス上の関係を停止するのではなく、関係を維持しながら負の影

響を防止・軽減するよう努めるべきとされている<sup>10</sup>。

##### ウ 実効性の評価

負の影響を受ける(可能性のある)ステークホルダーを含んだ社内外から、ヒアリング、質問票、監査、第三者調査など、深刻度を考慮して行い、社内プロセスに組み込むことが推奨されている。

##### エ 説明・情報開示

基本的には、各社の判断に委ねられるが、重大な負の影響を起こすリスクがある場合には、その負の影響への対処方法を説明し、どのようなプロセスを踏んだかを開示して、その対応が適切であったかを評価するのに十分な情報を提供すべきとされている。

#### 5 終わりに

かつてNIKEの下請け工場で児童労働が行われていることが発覚(1997年)し、世界的な不買運動にまで発展した。欧州委員会は2022年2月、一定の企業に対して企業活動における人権や環境への悪影響を予防・是正する義務を課す「企業持続可能性デュー・ディリジェンス指令案」を公表しており、欧米ではすでに多くの人権尊重のための法制化がなされている<sup>2</sup>が、今後もその拡大が予想される。

我が国でも、コーポレートガバナンスコードの補充原則2-3①では、「気候変動などの地球環境問題への配慮、人権の尊重、従業員の健康・労働環境への配慮や公正・適切な処遇、取引先との公正・適正な取引、自然災害等への危機管理など、サステナビリティを巡る課題への対応」が重要な経営課題と指摘され、基本原則3の考え方では「社会・環境問題に関する事項(いわゆるESG要素)などについて説明等を行ういわゆる非財務情報」の具体的な記述に関する指摘が盛り込まれた。2023年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等から、サステナビリティ情報等の記載が求められることとなる<sup>11</sup>が、これらは上記したような世界的な潮流とは無縁ではなく、今後、我が国においても、さらなる対応が迫られていくことになろう。

1 <https://www.meti.go.jp/press/2022/09/20220913003/20220913003.html>

2 日本貿易振興機構(ジェトロ)「『サプライチェーンと人権』に関する政策と企業への適用・対応事例」  
[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/world/scm\\_hrm/report210609\\_r6.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/scm_hrm/report210609_r6.pdf)

3 「ビジネスと人権に関する行動計画(2020-2025)」等  
[https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4\\_008862.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_008862.html)

4 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/csr/housin.html>

5 [https://www.ilo.org/tokyo/helpdesk/WCMS\\_577671/lang-ja/](https://www.ilo.org/tokyo/helpdesk/WCMS_577671/lang-ja/)

index.htm

- 6 [https://www.unic.or.jp/texts\\_audiovisual/resolutions\\_reports/hr\\_council/ga\\_regular\\_session/3404/](https://www.unic.or.jp/texts_audiovisual/resolutions_reports/hr_council/ga_regular_session/3404/)
- 7 国連が提唱する責任投資原則（PRI：Principles for Responsible Investment）では、環境（environment）、社会（social）、ガバナンス（governance）の要因（ESG要因）が投資決定やアクティブ・オーナーシップに組み込まれており、現代奴隷制や児童労働等の人権問題は、社会要因として投資決定プロセスに取り込まれる。  
<https://www.unpri.org/download?ac=14736>
- 8 国際人権章典（世界人権宣言、市民的及び政治的権利に関する国際規約、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約）で表明されたものや「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」に上げられた基本的権利に関する原則（強制労働の禁止、児童労働の廃止その他）。
- 9 企業経営に与える負の影響（経営リスク）の大小は基準として判断されない、とされている。
- 10 なお、紛争等の影響を受ける地域からの「責任ある撤退」や、社会レベルの「構造的課題」への対処といった、現代のかつ困難な課題への指針も示されている。
- 11 企業内容等の開示に関する内閣府令等改正案